

6土第530号
令和7年2月28日

建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

電子契約の導入等に伴う関係規程の改正について（通知）

電子契約の導入等に伴い、下記のとおり関係規程を改正しますので、お知らせします。貴職におかれましては、趣旨を御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知をお願いします。

記

1 主な改正内容

- ア 工事請負契約書等について、電子契約に対応した内容とする。
 - イ 前金払及び部分払金の支払期限について、請求を受けた日から14日以内とする。
 - ウ 個別の契約において、約款の適用しない条文等について、別紙（特約）にまとめることとする。
- ※ 詳細は別紙「新旧対照表」のとおり。

2 改正規程

別紙「規程等改正一覧」のとおり。

3 適用について

令和7年3月24日以降、契約締結分から適用し、同日前に契約締結した工事並びに工事に関する調査・測量及び設計業務については、なお従前の例による。

4 県ホームページURL（建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ）

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

お問合せ先 愛媛県土木部土木管理局土木管理課 契約・建設業グループ TEL：089-912-2643（係直通）
